

地方独立行政法人公立甲賀病院職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人公立甲賀病院職員就業規則(以下「就業規則」という。)第47条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職し又は解雇された場合にその者(死亡した場合には、その遺族)に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 次条及び第15条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第19条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第12条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続し、退職した者(就業規則第21条第1項の規定により退職した者)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃(次条第1項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。)により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の

日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し、退職した者(就業規則第21条第1号の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする給与に関する規程が定められた場合において、規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程により、退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。))、一般地方独立行政

法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 55 条に規定する一般地方独立行政法人をいう。)に使用されるもの又はこれらに準じるものとして理事長が別に定める者(以下「法人等職員」という。)として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第 17 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第 18 条第 1 項若しくは第 22 条第 1 項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第 19 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、職員以外の法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第 17 条第 3 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の法人等職員としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 9 条 第 7 条第 1 項に規定する者のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 8 条第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第 10 条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長の定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第 11 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 12 条 第 5 条から第 7 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とす

る。

第13条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第14条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条	第5条から第7条まで	第9条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第9条の規定により読み替えて適用する第7条の
第13条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第13条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第13条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第16条による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、就業規則第53条第3号の規定による停職、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次

その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長の定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の等級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付する方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第16条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算出の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方独立行政法人公立甲賀病院職員の自己啓発等休業規程第2条に規定する自己啓発等休業(同条に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が業務の能率的な運営に

特に資するものと認められることその他理事長が定める要件に該当する場合を除く。)を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 4 前項の休職月等のうち、育児休業をした期間(当該育児休業にかかる子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての同項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。
- 5 第1項に規定する職員としての引続いた在職期間には、専門的知識又は技術を要する職に任用するため、法人等職員から特に理事長が要請し、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の法人等職員としての引き続いた在職期間のうち理事長が定める期間を含むものとする。ただし、退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、当該退職手当の計算基礎となった在職期間は、その者の職員としての引続いた在職期間には含まないものとする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合(第5条第1項の規定により計算する場合にあっては、傷病又は死亡による退職手当の基本額を計算する場合に限る。)にあっては、1年未満)である場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

- 第18条 一般の退職手当は、就業規則第53条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者、禁錮以上の刑に処せられた者又はこれに準ずる処分を受けた者には全部又は一部を支給しないことができる。
- 2 一般の退職手当のうち、退職手当の調整額に相当する部分は、その者の非違により退職した者で理事長が定める者には、支給しない。
 - 3 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(予告を受けない退職者の退職手当)

- 第19条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第20条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とみなす。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父

母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して当該各遺族に支給する。

(遺族からの排除)

第21条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払の差止め)

第22条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、理事長がその者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除

く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 第18条第3項及び第4項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同条第2項に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方独立行政法人公立甲賀病院職員再雇用規程第6条の規定に基づく就業規則第53条第4号の規定による懲戒解雇処分(以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。)を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者(再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第18条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第18条第3項及び第4項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職手当の返納)

第24条 退職をした者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額の全額又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

(職員以外の法人等職員となった者の取扱い)

第 25 条 職員が、引き続いて職員以外の法人等職員(地方公務員を含む。)となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の法人等職員に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の法人等職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(雑則)

第 26 条 この規程に定められていないものについては、公立甲賀病院組合職員の退職手当に関する条例(平成 31 年公立甲賀病院条例第 1 号)に準ずる。但し、特別の事情によりこの規程によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、又はあらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(承継職員に対する在職期間の特例)

2 法人の設立の日において、法第 59 条第 2 項及び地方独立行政法人公立甲賀病院への職員の引継ぎに関する条例(平成 30 年公立甲賀病院組合条例第 4 号)に基づき、平成 31 年 4 月 1 日に法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)の第 17 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の滋賀県市町村職員退職手当組合条例

(昭和 58 年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。)第 9 条に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(承継職員に対する退職手当の経過措置等)

3 前項に規定するもののほか、承継職員の退職手当の特例及び経過措置については、設立の前日に職員が適用を受けていた退職手当条例の例による。

4 勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第 5 条から第 7 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 16 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 4 項」とする。

5 第 5 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、同項又は第 8 条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 第 7 条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、第 7 条及び第 9 条の規定にかかわらず当分の間その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 平成 16 年 3 月 31 日に国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則別表第 1 の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第 4 条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 8 旧機関の職員が、第 17 条第 3 項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) 第 50 条の 10 第 2 項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、理事長が別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 9 退職した職員の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成 18 年 3 月 31 日以前に行われた給料月額の変額改定で規則で定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 16 条第 2 項に規定する職員の給与に関する規程の規定による給料表が適用される職員にかかる基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員にかかる基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が定めるものについては、この限りでない。
- 10 定年に達したことにより退職した者のうち、その者の退職手当の額が、その者が傷病または死亡によらずその者の都合により退職した場合による退職手当の額に満たないこととなるときは、その者の退職手当の額は、その者が傷病または死亡によらずその者の都合により退職した場合による退職手当の額とする。
- 11 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で退職手当条例第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第 6 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として同条例附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。

次回はここから↓3/12 作成

- 11 職員が平成 18 年 4 月 1 日以後に退職した場合において、その者が平成 18 年 3 月 31 日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(昭和 58 年滋賀県町村職員退職手当組合同条例第 3 号。以下「昭和 58 年滋賀県町村職員退手組合同条例」という。) 第 4 条から第 6 条の 2 まで、第 8 条及び附則第 3 項から第 5 項まで、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年滋賀県市町村職員退職手当組合同条例第 4 号。以下「平成 18 年条例第 4 号」という。) 附則第 9 項の規定による滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 16 年滋賀県市町村職員退職手当組合同条例第 1 号。以下「平成 16 年条例第 1 号」という。) 附則第 3 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が昭和 58 年滋賀県町村職員退手組合同条例第 6 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として昭和 58 年滋賀県町村職員退手組合同条例附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額) にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104 分の 83.7) を乗じて得た額が、第 3 条の 2 から第 6 条の 3 までおよび第 8 条から 8 条の 5 まで並びに附則第 3 項から第 5 項まで、平成 18 年条例第 4 号附則第 6 項及び第 7 項並びに平成 16 年条例第 1 号附則第 3 項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

13 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの規程の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(昭和 58 年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第 3 号。以下「旧条例」という。)第 4 条から第 6 条の 2 まで、第 8 条及び附則第 3 項から第 5 項まで、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第 4 号。以下この項及び第 4 項並びに第 6 項において「平成 18 年条例第 4 号」という。)附則第 9 項の規定による滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 16 年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第 1 号。以下この項及び第 4 項において「平成 16 年条例第 1 号」という。)附則第 3 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 6 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 83.7) を乗じて得た額が、第 3 条の 2 から第 6 条の 3 までおよび第 8 条から 8 条の 5 まで並びに附則第 3 項から第 5 項まで、平成 18 年条例第 4 号附則第 6 項及び第 7 項並びに平成 16 年条例第 1 号附則第 3 項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

14 職員のうち第 17 条第 3 項及び第 7 項並びに第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により第 8 条第 2 項第 2 号から第 19 号までの規定に規定する期間が第 17 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

15 第 4 項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

16 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(平成 18 年条例第 4 号附則第 2 項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

17 第 15 条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間(平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間(
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

(滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

18 附則第 4 項(附則第 5 項及び第 2 条の規定による附則第 4 項においてその例による場合を含む。)及び

第6項の規定の適用については、附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

19 附則第13項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

別表(第15条関係)

イ 公立甲賀病院組合職員として平成8年から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における区分についての表

職員の区分		第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分
給料表名	行政職給料表(一)				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	行政職給料表(二)						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	医療職給料表(一)		5級	4級(副院長及び学校長としての在級期間)		4級(左記以外の者)・3級(医長、室長、副部長、部長、副医療局長、地域医療局長、医療局長及び副学校長としての在級期間)		3級(左記以外の者)・2級(副医長及び診療所長としての在級期間)	2級(左記以外の者)・1級
	医療職給料表(二)				6級(副看護局長、副学校長、看護局長及び学校長としての在級期間)	6級(左記以外の者)・5級	4級(看護師長補佐、専任教員(看護師長補佐級)及び所長としての在級期間)	4級(左記以外の者)・3級(主任及び専任教員としての在級期間)	3級(左記以外の者)・2級・1級
医療職給料表(三)									

備考

在級期間とは、退職した者の属した職務の級がこの表に規定する級であった期間を言う。

ロ 公立甲賀病院組合職員から引き続き職員となった者の平成18年4月1日以後の基礎在職期間における区分についての表

職員の区分		第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分
給料表名	行政職・事務職等給料表(1)			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職・事務職等給料表(2)						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	医療職給料表(1)		6級	5級		4・3級		2級(副医長としての在級期間)	2級(左記以外の者)・1級
	医療職給料表(2)					7・6級	5級	4・3級	2・1級
	医療職給料表(3)			7級	6級	5級	4級(看護師長補佐及び専任教員(看護師長補佐級)としての在級期間)	4級(左記以外の者)・3級	2級・1級

備考

在級期間とは、退職した者の属した職務の級がこの表に規定する級であった期間を言う。